

香川県バドミントン協会会員登録規程 (香川県バドミントン愛好者登録)

第1条 本協会または各連盟、各支部が主催する競技会および日本バドミントン協会が主催する競技会に参加せんとする競技者は、本協会に登録しなければならない。

第2条 申込登録者を登録書に記入し、登録料を添えて提出する。

第3条 登録料は次の各項により納入する。

1、連盟・支部団体会費	10,000 円
2、上記団体以外の団体	1,000 円
3、正 会 員 (学生、一般) 一名につき	1,800 円
4、準 会 員 (高校生)	1,100 円
(中学生以下)	500 円

(日本協会登録料を含む)

第4条 登録は毎年これを更新するものとする。

第5条 競技者が、アマチュア資格を失ったときは、直ちに登録は取り消す。既納の登録料は返還しない。

第6条 登録書は1部に記載事項を記入し、代表者が捺印の上、提出する。登録すれば登録書はそれぞれの所属団体に一部宛送付する。

第7条 この規程は役員会にはかり変更することができる。

附 則

この規程は平成 3年 4月20日より施行する。

平成12年 4月 1日 一部改定

平成19年 3月 1日 一部改定

平成27年 1月10日 一部改定